

第 32 号議案

滋賀県立高等学校在り方検討委員会への諮問について

児童・生徒数の減少が見込まれるなかでの県立高等学校の在り方について、滋賀県立高等学校在り方検討委員会へ次のとおり諮問する。

令和 7 年 11 月 18 日

滋賀県教育委員会

1 児童・生徒数の減少が見込まれるなかでの県立高等学校の在り方について

(1) これからの本県高等学校教育の在り方

(2) 県立高等学校の配置の在り方

滋 教 委 高 第 号
令和 7 年 (2025 年) 月 日

滋賀県立高等学校在り方検討委員会
委員長 様

滋賀県教育委員会教育長 村井 泰彦

児童・生徒数の減少が見込まれるなかでの県立高等学校の在り方について（諮問）

滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例53号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

- （1）児童・生徒数の減少が見込まれるなかでの県立高等学校の在り方について
- ①これからの本県高等学校教育の在り方
 - ②県立高等学校の配置の在り方

2 諮問理由

本県では、令和4年3月に「これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針」を策定し、県立高校で育成すべき生徒像を「生きる力（自立する力、伝える力、協働する力、創造する力等）がある」とするとともに、滋賀の県立高校づくりのコンセプトを、「多様な生徒一人ひとりが、『滋賀』という地域から学び、社会の一員としての自立を目指す学校づくりを進める」として、「地域連携」「高大連携」「多様な学び」など各県立高等学校の魅力化の取組を推進しています。

しかしながら、今後、児童・生徒数が大きく減少していくことが見込まれており、また、高校授業料無償化の拡大や通信制高校・広域通信制高校への進学者も増加しているなど、高校教育を取り巻く環境も変わってきています。

そのため、これからの本県高等学校教育の振興に向け、県立高等学校の在り方について、貴委員会での審議を求めます。